

# 処 分 基 準

B - e - 3

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 51 条の 9
処 分 の 概 要 : 登録法人に対する適合命令
原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第 51 条の 8 (確認事務の委託)
処 分 基 準 : 登録法人に法第 51 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ・ 法第 51 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター運用係 電話 (052) 951-1611 内線 793-211
備 考 :